

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	ひとり親家庭医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日高川町は、ひとり親家庭医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

和歌山県日高川町長

公表日

平成28年10月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費の支給に関する事務
②事務の概要	日高川町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成17年5月1日条例第78号)に基づき、ひとり親家庭に対して医療費の一部を支給することにより、父又は母及び子の健康の保持及び増進に寄与し、福祉の向上を図ることを目的とする。 ひとり親家庭医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルは次の事務に利用する。 1 医療費受給者証交付申請の受付及び審査事務 2 医療費受給者証の発行、決定通知等の交付事務 3 受給資格更新の審査にかかる事務 4 住所・氏名・健康保険等の変更受付及び処理の事務 5 現物給付、償還払いによる医療費支給事務 6 県への補助金の申請及び実績等の報告事務
③システムの名称	ひとり親医療システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者台帳情報ファイル 2. 所得情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・日高川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	日高川町役場総務課 和歌山県日高郡日高川町土生160番地 TEL 0738-22-1700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	日高川町役場総務課 和歌山県日高郡日高川町土生160番地 TEL 0738-22-1700

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

